

江戸時代後期の玖珠神楽

染 矢 多 喜 男

まえがき

森高校在職当時、宝八幡社官司甲斐弥栄氏のご子息素純氏が、九重町教育委員会に勤務されていた。玖珠神楽は明治時代以後、宝八幡社と密接な関係があったらしいので、玖珠神楽に関する文献を捜して下さるようお願いしておいたところ、「大神楽工伝書」・「玖珠神楽史」・「大神楽歌」という三冊の古文書を発見され、そのコピーを恵贈して下さった。「大神楽工伝書」は、安政六年（一八五九）、右田村天神社の辛嶋若狭正が三七番の演目と人数を記したものである。「玖珠神楽史」は、安永四年（一七七四）から明治三五年（一九〇二）まで、約一三〇年間にわたって、玖珠神楽を奉納した年月日・神社名・神職名などを記し、「大神楽歌」は文久三年（一八六三）に宝山大官司が神楽歌を記したものである。以上三冊の古文書により、玖珠神楽の起源と江戸時代後期の状況をかなり解明することができた。

(一) 起源

玖珠神楽の起源については、「玖珠郡史」に「旧万年村長野の舟岡八幡に日向国より養子に來た宇都宮筑前という神官が郡中の神職達に教えた」とあり、それ以上のことは不明であった。ところが、「大神楽工伝書」の末尾に、「享保五年末秋、日向国臼杵郡高千穂庄三田井村御広實社大明神官一男藤原友種、直伝豊後国玖珠長野庄船岡八幡宮神主宇都宮筑前守友久。再

伝栗野村牧口八幡宮大宮司小野播磨守藤原徳義、町田村小倉大明神大宮司穴井信濃守清原弘利、同宮大宮司穴井薩摩守清原弘重」とある。三田井村の御広實社大明神が現存するかどうかを、宮崎県の知人に照会したが不明であるとのことであった。しかし、甲斐素純氏が引治神楽社の方々と現地に行つて調べた結果、御広實社大明神は高千穂神社の古称であることが判明したとのことである。したがつて、玖珠神楽は宮崎県の高千穂神楽の流れであるといえよう。

しかし、玖珠神楽が日向系だとした場合、納得しがたいのは神楽から受ける印象である。蒲江町丸市尾浦の富尾神社に伝わる神楽は確実に日向系であるが、この神楽の印象を端的に表現すれば土臭さである。しかるに玖珠神楽は典雅で、両者が共に日向系であるとは到底思えない。この点を演目で比較してみると、小手川善次郎著『高千穂神楽』によれば、高千穂神楽の演目は次の三三番である。

1、彦舞 2、太殿 3、神下ろし 4、鎮守 5、杉登り 6、地固め 7、幣神添 8、武智 9、太刀神添 10、弓正護 11、沖逢 12、岩替り 13、地割り 14、山森 15、袖花 16、本花 17、五穀 18、七貴神 19、八つ鉢 20、御神体 21、伊勢神楽 22、鉦女 23、手力雄 24、柴引き 25、戸取り 26、舞開き 27、住吉 28、大神 29、日の前 30、御柴 31、注連口 32、繰り下ろし 33、雲下ろし

丸市尾の神楽は次の一八番であり、高千穂神楽と同名(異字を含む)の演目は傍線を付した七番である。

1、地堅 2、一神楽 3、地割 4、祢宜 5、くりおろし 6、貴神 7、拔掛 8、花舞 9、荒神 10、沖江 11、山守 12、山の神 13、山注連 14、一番祝詞 15、地戸取 16、柴曳 17、二番祝詞 18、戸取

これに対して玖珠神楽の江戸時代の演目は後に詳述するが、三七番のうち高千穂神楽と同名のもは、天手力雄命・天鉦女命・五穀舞・八杓の四番しかない。以上のことから、演目名の変更があつたとしても、玖珠神楽の全演目が日向系だとすることはできず、日向系を伝授されたのはその一部で、他の大部分は日向系とは異なると思われるべきであろう。

(二) 奉納状況

前に記したように、「玖珠神楽史」は安永四年以降の奉納状況を記してあるが、安永四年は高千穂系の神楽が、玖珠郡に伝えられた享保五年から五〇年余を経過している。その間に神楽が奉納されなかったとは考えられない。「大神楽歌」中に、郡中祈禱の際に神楽を奉納する神社の格式を問わないしきたりである、という趣意の文書が貼りつけてある。また、この文書には「郡中祈禱之節者、前々々執行有候様ニ書付有之候」とある。文中の書付は未見であり、この文書の筆者や年月日が記していないから、いつ頃から神楽が奉納されたかは不明である。しかし、「豊前小倉小笠原右近将監様御領地之節、寛保三年癸亥、小倉御役所の白銀二枚為御祈禱料玖珠郡え御渡」とあり、「五穀成就」のために「三月十五日」に、「南大隈村祇園社」で奉納したことが記してある。小笠原侯が寛保三年に玖珠郡を領した点に疑念をいだいたが、「大分の歴史年表」（『大分の歴史』別冊）によれば、小倉小笠原忠基が玖珠・速見・国東三万二〇〇〇石を、寛保二年から延享四年まで預っている。したがって、この寛保三年（一七四三）が玖珠神楽奉納を史料で確認できる最初となる。

次に江戸時代後期の奉納状況を「玖珠神楽史」によって記すことにする。前に記したように、同書は安永四年から明治三五年までを記してあるが、安永四年より明治四年までの約一〇〇年間を対象とした。明治四年までを江戸時代に含めることに不審を抱かれる方が多いと思うが、この点については後に説明することにした。

「玖珠神楽史」によれば神楽奉納は一年一社である。寛保三年と同じく、郡中の五穀成就祈禱のためと思われ、殆んど三月に奉納されている。奉納した神社の順序を表にしたものが第1表 奉納順序表である。表はできるだけ奉納の順序に神社名を記すようにしたが、終わりの方では順序通りに並べることができなかった。恐らく明治維新前後の世情不安が神楽奉納にも影響したと思われる。

松小野祇園社では、安永四年、天明八年・享和元年・文化一一年に奉納しているので、便宜上同社で奉納した年で回数を数えると、第一回は安永四年、天明七年、第二回は天明八年、寛政一二年、第三回は享和元年、文化一〇年、第四回は文化一

第1表 奉納順序表

神社名	奉納順序										回数	
松小野祇園社	1	14	27	40								4
右田天神社	2	15	28	41	50	58	66	74	82	90	100	11
後野上鉾宮	3	16	29	42	51	59	67	75	83	91	95	11
若宮八幡宮	4	17	30	43								4
宝山八幡宮		18	31	44	52	60	68	76	84			8
永日山宮	5	19	32									3
田野白鳥社		20	33	45	53	61	69	77	85			8
森妙見社	7	21	34									3
瀬戸口吉社	8				54				86			3
船岡八幡宮		22				62				93	96	4
高良山八幡宮			35				70					2
南大隈祇園社				46				78				2
菅原天満宮	6							71				2
小倉宮	9	23	36	47	55	63		79	87	94		9
北山宮	10	24	37									3
滝宮	11	25	38	48		64		80	88	92	98	9
山浦滝宮					56		72					2
牧口八幡宮	12	26	39		57	65		81	89		99	8
湯坪大山積社				49			73					2
引治天満宮	13											1
亀山宮											97	1

領内であり、六月から八月にかけて御祈祷のためとだけ記してあるが、第一四代將軍家茂の病氣平癒祈願のためではなかつたかと推測する。

以上の一一回を通じて、右田天神社と後野上鉾宮の二社は一一回と最も多く、ついで小倉宮・滝宮が九回、牧口八幡宮・宝

年、文政六年となる。第1回から第3回までは一三年一三社で一巡しているが、第4回は一〇年一〇社である。それより後は松小野祇園社での奉納がないので、右田天神社の奉納年で回数を数えたと、第5回（文政七年、天保二年）、第6回（天保三年、天保一〇年）、第7回（天保一一年、弘化四年）、第8回（弘化五年、嘉永元年、安政二年）、第9回（安政三年、文久三年）、第10回（文久四年、元治元年、慶応二年）、第11回（慶応二年、明治四年）となる。このうち、第5回、第9回は八年八社で一巡していたが、第10回は五社、第11回は六社である。文久四年、明治四年は八年であるが一一社となり、二度奉納の神社があるために分けた。八年一一社となったのは、慶応二年に異例にも滝宮・船岡八幡宮・小倉宮・後野上鉾宮の四社で奉納しているからである。四社とも天

山八幡宮・田野白鳥社が八回で、他の神社の四回以下を大きく引き離している。日向系神楽の伝授を受けた船岡八幡宮・牧口八幡宮・小倉宮三社が、神楽奉納の中心となるべきであろうと予想されるのに、必ずしも一致しないように見える。しかし、瀬戸口日吉社・船岡八幡宮・高良山八幡宮・南大隈祇園社の四社はグループを構成し、四回で一巡しているのは、船岡八幡宮・社家宇都宮氏が他の三社の神職を兼務しているためと思われる。神職の兼務関係は、菅原天満宮を小倉宮、山浦滝宮を滝宮、湯坪大山積社を牧口八幡宮と見られるが、この点については「案人」の項で記すことにする。

第4回または第5回以後、奉納しなくなった永日山宮・森妙見社・松小野祇園社・若宮八幡宮は、全て現在の玖珠町内にある。安永四年以後、神楽奉納回数が多い右田天神社など七社は、滝宮を除けば現在の九重町内である。江戸時代後期、現在の玖珠・九重両町で奉納されていた玖珠神楽は、玖珠町では廃れて九重町内の神社で継続されたことになる。しかし、現在の行政区域と関係があるとするよりも、江戸時代の領有に關係があると見るべきであろう。小藩であった森藩の財政窮乏と無関係ではあるまい。玖珠町内の滝宮や船岡八幡宮は、九重町の諸社と同じように天領であった。

（三）案人

「起源」の項で記したように、船岡八幡宮など三社の神職が日向系神楽の伝授を受けた。しかし、第1回～第3回は一三一年一三社、第5回～第9回は八年八社で一巡している。このことから船岡八幡宮など三社を含め、一三社または八社の神職が神楽を伝習し、寄り合つて奉納した可能性が強いと思う。殊に玖珠神楽は十二人や十八人など多人数立ちの演目があるから、一社の神職のみで奉納することは不可能である。この点を考えるために、「玖珠神楽史」によって第2表社家一覧表を作製した。

社家一覧表によれば、第1回の右田天満社は穴井氏（菅原天満宮）の預りであり、瀬戸口日吉社は宇都宮氏（船岡八幡宮）引治天満宮は穴井氏（小倉宮）の兼務である。したがって、第1回の一三社に奉納した社家は、神田（松小野祇園社）・穴井（若宮八幡宮）・穴井（永日山宮）・古井（森妙見社）・穴井（北山宮）・穴井（小倉宮）・穴井（鎌宮）・穴井（滝宮）・小野（牧口八幡宮）・宇都宮（船岡八幡宮）の一〇家となる。第2回は辛嶋（右田天満社）・甲斐（宝山八幡宮）・甲斐（田

野白鳥社)の三氏が加わるが、森妙見社は穴井(若宮八満宮)が記してあるので一二氏となる。しかし、第4回は穴井(北山宮)・穴井(永日山宮)・古井(森妙見社)の三氏、第5回は神田(松小野祇園社)・穴井(若宮八幡宮)の二氏が参加を止めている。したがって、第5回以後も神楽奉納を継続するのは、辛嶋(右田天神社)・穴井(小倉宮)・穴井(銚宮)・甲斐(宝山八幡宮)・甲斐(田野白鳥社)・小野(牧口八幡宮)・穴井(滝宮)・宇都宮(船岡八満宮)の八氏であり、第10・11両回には宝山八満宮と白鳥社の両甲斐氏は参加しなかったと思われる。そして奉納は必ずしも社家本務の神社とは限らず、兼務している神社の場合がある。特に船岡八幡宮の宇都宮氏は、船岡八幡宮での奉納は四度に過ぎず、兼務と思われる日吉社・高良山八幡宮・南大隈祇園社での奉納が七度に及んでいる。

以上のように、神楽奉納に関係した社家は一三〇八家である。一〇家以上であれば18人立ちでも不可能ではないかも知れないが、八家では12人立ちを舞うのがやっとではないかと思う。一三家あるいは八家の場合、楽人の人数はどの程度であったろうか。幸いにも牧口八幡宮が寛政一二年・弘化四年・安政二年・明治一四年・同二二年と、五回分の奉納演目と楽人名を記した文献を所蔵している。ただし、寛政一二年のものは首部が欠けているし、弘化四年は湯坪大山積社、明治二二年は菅原天満社での奉納である。寛政一二年のものは首部が欠けているが、三分の二は残存していると思われる。楽人は次に記す二一名にのぼるので、奉仕した楽人全員を網羅していると考えられる。寛政一二年は第1回の最終であるから、楽人が何神社の神職であるかを、社家一覧表によって氏名の次に()書きした。ただし、松小野祇園社・森妙見社・右田天神社・小倉宮は、第3回の神職名が楽人として記載されている点に疑いが残る。神社名を記さない穴井主計外六名のうち、穴井・甲斐両氏五名は穴井・甲斐両神職家の家族と思われるが、了戒氏は社家一覧表には出ていない神職家である。

神田志摩守(松小野祇園社)・穴井遠江守・同越後守(以上二名若宮八幡宮)・穴井日向守・同丹後守(以上二名永日山宮)・古井讃岐守(森妙見社)・穴井河内守(北山宮)・辛嶋和泉守(右田天神社)・穴井信濃守(小倉宮)・穴井要人(後野上銚宮)・甲斐常陸守(田野白鳥社)・穴井山城守(滝宮)・小野掃部(牧口八幡宮)・宇都宮筑前守(船岡八幡宮)・穴

井主計・同藏人・同筑前・甲斐左膳・同大炊・了戒左近・了戒野橋。

第7回の弘化四年の湯坪大山積社での楽人は次の一三名である。

辛嶋若狭守(右田天神社)・穴井薩摩守(小倉宮)・穴井備後守(後野上鉾宮)・甲斐肥後守・同近江守・同春清(以上三名宝山八幡宮)・甲斐相模守(田野白鳥社)・穴井淡路守・同山城守(以上二名滝宮)・小野但馬守(牧口八幡宮)・穴井俊吾・同春吾・甲斐大炊。

弘化二年(第8回)は牧口八幡宮での奉納であり、楽人は次の一二名である。

辛嶋若狭(右田天神社)・穴井河内(小倉宮)・穴井備後(後野上鉾宮)・甲斐肥後・同近江(以上二名宝山八幡宮)・甲斐相模(田野白鳥社)・穴井淡路(滝宮)・小野但馬(牧口八幡宮)・宇都宮陸奥(船岡八幡宮)・穴井俊吾・同佐司馬・甲斐主殿。

四 演目

「大神楽工伝書」に記す演目・人数と、現在の玖珠神楽のそれとも比較したのが第3表の演目比較表である。江戸時代の演目・人数を左欄、現行のものを右欄に記し、番号は便宜上付けた。ただし「大神楽工伝書」には誤字がある。例えば八鉢を八柩と記している。柩を小辞典で調べたが検出できなかった。恐らく読みは鉢と同じであろうから、柩は柩の誤字であると思う。このように活字のないような誤字は、正しいと思われる字に訂正して記してある。

演目比較表によれば、現在の演目は江戸時代のものとかなり変化していることがわかる。江戸時代の演目で現在も存続していると思われるものうち、1舞保↓舞降、5弓建↓弓立、10大倭神楽↓大倭舞、11↓十二鬼魅十二鬼、27湊田↓港田、28八柩↓八鉢、34豊磐膳命↓豊磐窓命、35楠岩間戸命↓串猿窓命、などは表記法の相違であろう。ところが、8素盞鳴尊と26百穀舞は、江戸時代には一番ずつであったが現在は二番ずつになっており、天手力雄命・手力雄命は二番あったのに現在は幣手力雄命の一番だけである。以上のように疑点のあるものもあるが、演目名では江戸時代のものの三分の二が現在も存続している。

第3表 演目比較表

№	演目名	人数	演目名	人数	№	演目名	人数	演目名	人数
1	舞保草	3	舞降草	1	23	經津主命	1	經津主命	1
2	手草	2	手草	2	24	蒼稻魂	1		
3	結解	5	結解	4	25	五百穀舞	5	五百穀舞	1
4	方位	5	方位	5	26	百穀舞	3	杖稲田	1
5	弓建	5	弓立	4	27	湊田	18	百穀	1
6	神祇舞	1	神祇舞	1	28	八杓	2	八鉢	2
7	御幣	3	御幣	1	29	八千載舞	18		
8	素盞鳴尊	1	神健素盞鳴尊	1	30	八乙女	8		
9	日影	18	日影	4	31	菅植舞	18		
10	大倭神楽	1	大倭舞	1	32	金飛			
11	十二鬼魅	12	十二鬼	数	33	進雄尊	1		
12	高皇産靈尊	1			34	猿田彦大神	1	猿田彦命	1
13	天兒屋根命	1			35	豊磐瀨命	1	豊磐窓命	1
14	天太玉命	1			36	櫛岩間戸命	1	串磐窓命	1
15	天手力雄命	1	幣手力雄命	1	37	手力雄命	1		
16	天鈿目命	1	天鈿女命	1				奉幣舞	1
17	天石凝姥命	1						扇舞	1
18	天思兼命	1	思兼命	1				相鬼舞	1
19	大山祇命	1						折敷舞	1
20	玉祖命	1						々九度	2
21	明玉命	1						王位	2
22	大己貴命	1	大己貴命	1					

そして「大神楽工伝書」に記載されていない演目として、奉幣・扇舞・相舞・鬼・折敷舞・王位・三々九度がある。王位を除いては他神楽からの流入が考えられるが、日田地方には神楽はないから豊前神楽の影響が推測される。

「玖珠神楽史」は安永四年以後、一年一社ずつの奉納状況を記してあるが、どの程度の演目を奉納していたかは不明である。一年一社であるから全演目を奉納した可能性が強いと思う。前に記したように、寛政一二年・安政二年・弘化四年・明治一四年・明治二二年に、奉納した全演目と楽人名を記した文書が牧口八幡社に所蔵されている。ただし、寛政一二年ものは首部が欠けているし、弘化四年は湯坪大山積社、明治二二年は菅原天満社での奉納である。これらの文書によって作製したのが第4表の奉納演番表である。演番名とその順序は「大神楽工伝書」によって記し、

第4表 奉納演目表

№	演目名	寛政	安政	弘化	明治	明治	№	演目名	寛政	安政	弘化	明治	明治	
		12	2	4	14	22			12	2	4	14	22	
1	舞保	(1)	1	1	1	1	22	大己		20	21	12	11	
2	手草	(2)	2	2		4	23	経津		21	22	13	12	
3	結解	(3)	3	3		5	24	蒼稻	21	22	32	23	22	
4	方位	(4)	4	4	4	8	25	五百	23	23	24	25	24	
5	弓建	(5)	5	5	5	10	26	百殺	24			26	25	
6	神舞	(6)	6	6	6	9	27	湊	25	24	52	27	26	
7	御幣	(7)	7	7		6	28	八千	26	25	26	28	27	
8	素蓋	鳴尊	32	8	9	34	30	千載	27	26	27	29		
9	日彰	(8)	9	8	8	17	30	八乙	29	27	28	31		
10	大倭	神楽	(9)		10	9	18	菅植	30	28	9	32		
11	十二	鬼魅	(10)		11	11	20	32	金飛	31		33		
12	高皇	産尊	13	10	12	16		33	進雄		30	10	19	
13	天兒	屋根	16	11	13	19	15	34	猿田	11	29	31	14	29
14	天太	玉命	17	12	14	20	16	35	豊磐	33	30	32	35	31
15	天手	力雄	15	13		18		36	櫛岩	34	31	33	36	32
16	天鈿	目命	28	14	15	30	28	37	手力	35	32	34	37	33
17	天石	凝姥	18	15	16	21				22	蛭児		24	23
18	天思	兼命	14	16	17	17						蛭児	27	23
19	大山	祇命	12	17	18	15	13					相幣	舞神	
20	大玉	祖命	19	18	19	22	14					大幣	熊命	
21	明玉	命	20	19	20		21							

奉納年ごとの演番欄の数字は奉納順を記した。ただし、首部が欠けている寛政一二年については、8素蓋鳴尊を除く1舞保から11十二鬼魅までを奉納したものと仮定して番号を記した。

奉納演番数は寛政一二年二五番、安政二年三三番、弘化四年三四番、明治一四年三七番、明治二二年三三番で、「大神楽工伝書」に記す演番の殆んどを奉納していることがわかる。そして寛政一二年・安政二年・弘化四年には、ほぼ「大神楽工伝書」の記載順に奉納しているが、明治二二年には順序をかなり変更している。演番では、明治一四年の天熊命は五穀舞の中に天熊命の名が見えるが、「大神楽工伝書」にない蛭児が既に寛政一二年に奉納されていることは理解し難い。そして相舞・幣神楽は、明治時代になって他神楽から入って来た可能性があるそうである。

(五) 神楽歌

文久三年の「大神楽歌」は演目ごとに神楽歌を記してある。神楽歌がない演番は、1舞保、10大

第5表 神楽歌数比較表

№	演目名	歌数	№	演目名	歌数	№	演目名	歌数	№	演目名	歌数
1	舞保		1	舞降	3	23	經津主命		9	經津主命	
2	手草	1	16	手草	2	24	蒼稻魂	1			
3	結解	4	12	結解	2	25	五百穀		15	五百穀	1
4	方位	6	23	方位	5	26	五百穀	1	6	五百穀	1
5	弓建	2	10	弓立	2	27	湊田	5	7	湊田	1
6	神祇	5	20	神祇	5	28	八千	3	25	八千	1
7	御幣	1	5	御幣	2	29	八千	1	26	八千	1
8	素蓋	3	22	素蓋	2	30	八千	1			
9	日影	1	14	日影	2	31	菅植	1			
10	大倭	1	21	大倭	1	32	金飛	3			
11	十二鬼	1	28	十二鬼	1	33	進雄	2			
12	高皇座	1	27	高皇座	1	34	猿田		30	猿田	
13	天兒屋	1				35	豐磬	1	31	豐磬	1
14	天太玉	2				36	櫛岩	1	32	櫛岩	1
15	天手力	1	13	幣手力	3	37	手力	2			
16	天鈿目	1	29	天鈿目	1				2	奉幣	
17	天石凝	2							3	扇相	
18	天思兼	1	19	思兼	1				4	相	
19	大山祇	1							11	鬼	1
20	大玉祖	6							17	折敷	
21	明玉	1							18	三々	
22	大己貴	1	8	大己貴	1				24	王	

倭神楽、21明玉命、23經津主命、25五穀舞、33猿田彦命の六番だけである。演目の項で記したように、江戸時代の三七番のうち三分の二程度が存続している。しかし、神楽歌の伝承数は三二首と半数以下であるから、存続している演で目も神楽歌が伝わっていないことが考えられる。「大神楽歌」と現在の演目ごとに、神楽歌数を比較したものが第5表の神楽歌数比較表である。

第5表によれば、(イ)神楽歌がなかった23經津主命、25五穀舞、33猿田彦命の三番には現在も神楽歌はない。(ロ)演目が存続しないために神楽歌も消滅したのは、12高皇座靈命、13兒屋根命、14太玉命、17石凝姥命、19大山祇命、20玉祖命、24蒼稻魂命、29千載、30八乙女、31菅植、32進雄尊、37金飛の一二番二四首である。(ハ)演目は存続しているが神楽歌が減少したのは、3結解、4方位、27湊田、28八枹の四番で九首減っている。(ニ)神楽歌が増

えたのは、7御幣、8素盞鳴尊、15手力雄命の三番で五首の増である。(ハ)「大神楽歌」に記していないが、1舞降に三首、万々歳と神納に一首ずつある。(ヘ)新しく加わった演目の鬼に一首ある。

次に玖珠神楽の神楽歌を記し、前記の状況を具体的に確かめてみることにする。「大神楽歌」は仮名を多く使い、「は」を「わ」と記すなど読み辛い点がある。また、現在は意味を取り違えたりしているので、両者を勘考しながらできるだけ正しいと思う形で記す。歌の上の○は「大神楽歌」にあつて現在も残っている。×は「大神楽歌」にあるが現在はない、△は「大神楽歌」とは違った演目にある、●は「大神楽歌」にはない、の区分で記した。

- 敷島の大和の国は神あるらし、尊かりけりこの舞い見れば (舞降)
- 千早振る神の好みしこの舞いは、降りし神こそ神は喜ぶ (舞降)
- 神葉の香をかぐわしみ来て見れば、八十氏人ぞまどいせりけり (舞降)
- 月の行く八十の川風吹き落ちて、この夜も更けぬさざ波の声 (手草)
- 橘の小戸の襖を初めにて、今も清むるわが身なりけり (結解)
- この笹はいづくの笹ぞ舍人等が、腰に巻かれる友岡の笹 (結解)
- × 物事に起こる心を枝みば、あれの神か隙へき
- × 禊して八の鏡を据えまつる、十度ますみ震えゆらゆら (結解)
- × 白金の目貫太刀に七つあり、くみの押手で家もはきけん (方位)
- 万代のたねはあれども匂句廻馳を、祖と定めし神の代と知れ (方位)
- 名のみにて姿は見えぬ石と金、打ち出すぞ廻具土の神 (方位)
- あらわるる御名頼もし影高く、金山彦を写す神がき (方位)
- 天下る天の叢雲袖振りて、写せる水や高千穂の滝 (方位)

- 草木まで埴山媛を育ておき、恵みをうけてすめるこの国 (方位)
- × もとすべりさしも花めく若桜、ゆききがやまのとばかりの声 (弓建)
- 畏しのわが手に取るも鹿兒弓の、その勢を舞うと思えば (弓建)
- 朝ばらけ天の狭霧の棚引くを、春は霞というにありけり (神祇舞)
- いつまでもかげに百余り八十路行き、日影も高く古ぞ知る (神祇舞)
- しりえでに振りにし太刀の勢に、神も浮世をのがるると聞く (神祇舞)
- 神風や山田が原の御注連繩、長きをかけて澄める瑞垣 (神祇舞)
- 榊葉に木綿四手掛けて立ち舞いし、ふみもおおみも天の羽衣 (神祇舞)
- 天昇る豊受比売の御幣に、心をかけてなお祈るらん (御幣)
- 天照らす日影の葛を長き代の、千代のためしをかけて結ばん (日影)
- △ 柔らぐる光はなおもあらわるる、簸の川上に出雲八重垣 (進雄↓神素盞鳴尊)
- × 家心清きを知らば丈夫に、かけてなさんと言いし言の葉 (進雄)
- △ 濁るなよ誠の水を汲みて知る、天見る道の神ぞはずかし (十二鬼魅↓猿田彦命)
- × 谷は八つ嶺は九つ戸は一つ、あららぎ山の麓とぞ知れ (大山祇命)
- × 八百万八十の河原に伝え来て、深くたばかり神の心を (高皇産靈尊)
- 思兼の深くたばかりとりがねに、誘われ出する岩戸なりけり (思兼命)
- 国土の広き荒野を田となして、くわの御銚や露の玉よし (大己貴命)
- 身白く神の面も曇らねば、ひるめと仰ぐ八十万の神 (天手力雄命)
- × ももたらす八重の榊葉受け継ぎて、大のりごとを伝えつるかな (天兒屋根命)

- × ねぎかくるいなをの声を通うらん、なお繁ります太玉の神 (天太玉命)
- × 天にますひぼこの光今日もなお、写して十の数にこそおけ (天太玉命)
- × 宿す影一つの塵も残らぬを、心にせよと取る鏡かな (天石凝姥命)
- × かたましき心をみつる今もなお、誠を尽くす神の心ぞ (天石凝姥命)
- × うけ出す玉の男ぞ有難き、清き心の濁らねばこそ (玉祖命)
- × 影白き今宵の月は唯ここに、ますかと思ふあかほしの声 (玉祖命)
- × 哀れみの深き心の玉なれば、君が代の石尊かりけり (玉祖命)
- × 涼しきや春香具山の嶺おろし、神に神葉今に伝えき (玉祖命)
- × 香具山の岩の神葉折りかざし、立ち舞う袖に神もうけてん (玉祖命)
- × 物多しことの翼に動きなき、青山原に光りこそする (玉祖命)
- × あな嬉しその香をみてる稲穂こそ、弓矢を取りて穂にしとぞなる (菖稲魂命)
- 皇神のつく杖とは八十万、杖はつくとも尽きじとぞ思ふ (百穀舞)
- 稲叢はちくらのきどを初めにて、千束の稲を千束納むる (湊田)
- × 天の狭田長田の稲穂下しけん、恵ぞ深き大年の神 (湊田)
- × ちくらまでけに刈り運ぶ湊田の、勇むる声ぞ嬉しかり (湊田)
- × 久方の天の狭な田のうるわしき、足穂今も代々に伝えき (湊田)
- × うるわしきせいばの稲穂かな、斎庭の白は賑いにけり (湊田)
- 八鉢に七つ重ねて打ち立つる、いかに足穂の倭重ねん (八枹)
- × 斎庭なる足穂の稲穂福々と、清く白搦き洗い清むる (八枹)

- × 米遠く見えてよしのうあけまきを、わさ田にやると歌う声々 (八枹)
- × 君かえん千載のかげに比ぶれば、遠き神代は及ばざらまじ (千載)
- み山には霰降るらん外山なる、まさきの葛色付きにけり (天鈿目命)
- × しのめやたんくわんさりさそう、まとばやささくりたちばなと (八乙女)
- × 鹿児弓の八つの調べの□□□□□□、強き心も惹かれぬる□□ (菅植舞)
- × 梓弓六つの調べのすが□□□□□□、強き心も惹かれぬるかな (菅植舞)
- × みだれよな声ぞなすむ広前に、しずやのこずえ長のよか□□ (菅植舞)
- × 吹き出す玉のさのこそ有難き、清き心の濁らねばこそ (金飛)
- × 雲間より有明月のほのぼのと、朝倉隠す宮人の声 (金飛)
- × かな竹に風穴あけて吹き出す、八十の河原に八百万の神 (金飛)
- これはこの国を治むる例とて、同じみとこに奉りけん (素盞鳴尊)
- 久方の空に昇りし叢雲の、剣は今も代々に伝えき (素盞鳴尊)
- 天照大神の御心受け継ぎて、三つの宝の影ぞ曇らん (素盞鳴尊)
- 盤座を出ずる心の交らぬは、しりくめ繩のしるしなりけん (豊盤臚命)
- 神垣や岩屋の前の御注連繩、長きを掛けて澄める瑞垣 (櫛岩間戸命)
- △ いかばかり強き力ぞさも難き、岩戸を開けしは神の勢 (手力雄命↓万々歳)
- △ 火と水と二つの玉を捧げ持ち、出ずるも入るも久方の山 (手力雄命↓神納)
- 天下る豊受比売の御幣に、心を掛けてなお祈るらん (御幣)
- 保食の神の育てしこの稲は、万の神の恵みなりけり (百穀稻)

おわりに

明治四年までを江戸時代に含めたことと関連して、玖珠神楽が明治時代にどのような変化をしたかを次に記してみよう。「玖珠神楽史」の記事は明治四年までは江戸時代と同じである。明治五、六年には奉納がなく、明治七年以降の記事はかなり変化が大きい。まず名称が大神楽から大里神楽となっている。次に楽人は明治四年までは神職であったのに、明治七年には楽長甲斐白銅、権長森本千足の外、甲斐猛・了戒勝江・了戒直江・了戒且馬が記してある。甲斐白銅は当時の宝山八幡宮宮司の弟であるという。3番目に奉納の回数・月に変化が起こっている。明治四年までは一年一社を原則としているが、明治七年以後は一年一社のこともあるが、数社以上のことが多くなる。奉納の月は明治四年までは、異例の慶応二年を除けば、九七回のうち、三月七八回、四月一一回、二月五回、計九四回は二、三四月、特に三月に集中している。ところが、明治七年以降は八五回のうち、二、三四月が三九回、七、一、一月が四六回と年の後半に多くなっている。二、三四月の奉納は、年中祈六回、個人祈願六回、氏子中祈願五回、五穀成就祈願二回など祈願である。これに対して八、九月は大祭一六回、風鎮祈願成就九回、万作祝五回など、祭りや願成就である。明治四年までに圧倒的に多い三月の奉納は五穀成就祈願であったから、著しい変化といわねばならない。

このような変化は、明治維新後、平田派の復古神道勢力が政府を動かし、神仏分離令・神祇官設置・大教宣布・大教院設置などの変革と関連している。神職が神楽を舞うことが禁止されたため、明治五、六両年に神楽奉納が中止され、いわゆる百姓神楽への転換がなされたものと推測される。これは神楽の近代化、すなわち神職以外の楽人により、祭りの時に神賑いのために奉納されるという現在の姿の始まりである。「玖珠神楽史」ほど神楽の近代化を具体的に把握できる史料は県内で未見であり、その面からも非常に貴重であるといわねばならない。